

令和4年6月28日

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長

働き方改革推進支援助成金等の御案内について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する「働き方改革推進支援助成金」を設けております。

これは、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進、勤務間インターバル制度の導入、労務・労働時間の適正管理の推進に向けて取り組む中小企業・小規模事業主に対し、改善事業に要する費用の一部を助成するものです。

リーフレットを送付いたしますので、配布、広報誌への掲載等により、周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、年次有給休暇の時間単位取得・計画的付与制度や勤務間インターバル制度の導入等の働き方・休み方の見直しに関しては、当室の働き方・休み方改善コンサルタントによる無料の導入支援を受けることができます。導入支援は企業規模問わず実施しておりますので、併せて周知していただきますよう御協力の程お願い申し上げます。

(お問い合わせ先)

広島労働局雇用環境・均等室
荻野

電話 082-221-9247

